

徳島県告示第三百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。
令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 起業者の名称
名西消防組合
- 二 事業の種類
名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備事業
- 三 起業地

- 1 収用の部分 徳島県名西郡石井町高川原字高川原地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、名西郡石井町高川原字高川原地内を起業地とする名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）である。

したがって、本件事業は、法第三十一条に掲げる地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関するものであると認められるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者である名西消防組合は、名西郡石井町及び神山町の二町が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項の規定により、昭和五十四年四月に設けた一部事務組合である。令和四年七月に「名西消防組合消防本部・石井消防署庁舎建設検討準備委員会」を設置し、令和五年一月には、目指す庁舎の指針となる「名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備基本構想」と、基本構想で決定した庁舎箇所での詳細目標を掲げた「名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備基本計画」を策定しており、本件事業に関する財源措置も講じられていることから、起業者である名西消防組合は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

現在の名西消防組合消防本部及び石井消防署庁舎（以下「本庁舎」という。）は、災害時における地域防災拠点の役割を担うとともに、石井町役場が災害対策本部庁舎機能を維持できない場合の代替施設に指定されている。しかし、建築後四十四年が経過し、多数の亀裂や雨漏りが発生し、一部では爆裂部分が認められるなど経年劣化の進行が著しく、耐震強度の低下が懸念されている。さらに、洪水による浸水対策機能が十分ではないため、将来起こりうると思われる洪水の発生時においては

機能不全に陥る可能性が高い。このように、本庁舎は耐震性能や浸水対策機能の不足から、救命活動及び救護活動の拠点として機能することが難しい状況にある。

また、各種災害に対応するための資機材の拡充や消防車両の増強・大型化等により本庁舎及び本庁舎敷地の狭あい化が著しく、慢性的な収納不足や、訓練施設を庁舎敷地内に設置できないことによる訓練内容の制限及び緊急出動の遅延のおそれ等の問題が生じているほか、来庁者の駐車場も不足し、本来の駐車スペース以外への駐車を余儀なくされているために事故の発生や出動時の障害となる懸念が生じている。

加えて、本庁舎は多様な来庁者を迎える公共施設としてのバリアフリー及びユニバーサルデザインが導入されておらず、来庁者に負担を強いている状況が生じている上に、当直勤務に必要な女性専用の施設が未整備であることから、女性消防官の活躍の機会が失われているなど、施設内容が不十分であるために消防行政の充実強化の妨げとなっている。

本件事業の実施により、本庁舎の老朽化、狭あい化、耐震性能及び浸水対策機能の不足等の抜本的な解決が図られ、敷地内の訓練施設や女性消防官のための設備を備えた効率的かつ効果的な消防行政に資する施設となることに加え、ユニバーサルデザインを導入した全ての来庁者にとって利用しやすい快適な庁舎が実現する。同時に、防災及び緊急医療用のヘリポートや受援時に使用する厨房等の設備を新設し、受援体制の強化が図られるなど、災害時に地域防災拠点としての役割を担う機能も有する庁舎となることから、公益に資するところは極めて大きなものがある。

なお、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）に定める対象事業の要件を満たしていないため実施されていないが、本件事業の施行において規制基準を上回る騒音及び振動が予測される工種はないため、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺的生活環境への影響は極めて小さいものと認められる。

よって、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者が行った現地調査及び文献調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による国内希少野生動植物並びに環境省レッドリスト及び徳島県レッドリストにおいて起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）により、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、石井町内各地区への救急及び火災の出動状況、災害時に災害対策本部となる石井町役場との距離、過去の洪水時における浸水状況、必要となる敷地面積の確保の可否等を条件として選定した三つの候補地について比較検討が行われており、救急出動頻度が高い地域への平均到達時間が最短

であり、石井町役場に最も近く、神山町へのアクセスも優れていること、浸水対策として施工するかさ上げ高が低く事業費が最も低廉であること等、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も合理的であると認められる。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、(一)で述べた「得られる公共の利益」と(二)で述べた「失われる利益」とを比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、本庁舎は老朽化や施設規模の狭あい化といった様々な課題を抱えており、激甚化・頻発化する豪雨災害など、大規模自然災害の脅威に備えるためにも、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行するために必要最小限の面積であるとともに、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足するものと判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

石井町役場総務課